

札幌新まちづくり計画市民会議 共生・地域づくり分科会第2回会議

会 議 録

平成16年1月6日(火)午後5時30分開会
札幌市民会館 2階 第2会議室

1 開 会

事務局（企画部長） 定刻ですので第2回共生・地域づくり分科会を始めさせていただきます。本日は、年明け早々お集まりいただきありがとうございます。

それでは杉岡先生お願いします。

杉岡会長 新年早々ということで、明けましておめでとうございます。

資料も事前に目を通していただいたかと思えますけれど、新しく追加、差し替えもありますので事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

事務局（調整課調整担当係長） それでは資料の確認をさせていただきたいと思います。まず事前送付資料ですが、検討資料ということで資料の1番から4番、参考資料として資料5から資料7がお手元に届いていますでしょうか。

また、本日の配布資料として伊藤委員からご要請をいただいていた資料1「障がい者の施設入所等の状況」と資料2「性感染症患者報告数等」という2枚ものはお手元にありますでしょうか。

もう一つ、本日柴川委員から提出メモ1枚をいただきましたのでお配りしました。

また、資料5-4「各重点戦略課題の現状に関する参考データ等～地域での健康づくりの推進」を関連データとしてお配りしましたが、一部データに誤りがありました。本日差し替えをお配りさせていただきますので、ご了承ください。

資料の確認は以上です。

2 議 事

（1）前回のまとめ

杉岡会長 会議録、概要録についても整理をさせていただいていますけれど、目で見てイメージをつかんでいただくということで資料1を用意させていただきました。今までどのように議論してきたのか、全体の流れをイメージできるのではないかと思います。資料1について説明をお願いします。

事務局（北海道総合研究調査会） これは前回の会議における皆さんの発言を整理したものです。

前回は大きく2つの観点で議論をさせていただきました。一つは現状と課題の認識、もう一つはそれを踏まえての取り組みに関するキーワードと方向です。現状と課題の認識については大きく3つに整理されるかと思います。

課題1は「地域の中での子どもと子育てを支え合う場をつくる！」ということで、地域の中で人と人のつながりを深めながら、子育てをしながら働いている人、あるいは孤立している人を地域でどう支えていくかということが非常に大事な課題であるということです。

課題2「障がいのある子どもたちが地域の中でいきいきと暮らせる仕組みをつくる！」ということで、障がいのある子供たち、あるいは障がいのある子供の家族の観点から、

地域の中で障がいのある子供たちが自立して生き生きと生活ができるような社会的な仕組み、あるいはそれを支える仕組みをより充実させていかななくてはならないということです。

課題3は「住民が主体となってまちを守り育てる取組みを広げる！」ということです。特にこれからのコミュニティの中では住民自身が環境、災害時の備え、まちづくりに主体的に取り組んでいく状況をつくっていくことが大事であり、そのための色々な人材、活動をどう結んでいくか、あるいはキッカケをどうつくっていくかが大きな課題だということが出されました。

全体の意見を整理している中で、高齢者の介護を支える視点や高齢者の参加、人材活用といった視点が議論の中で薄かった印象を受けましたので、点線の囲みで入れさせていただきます。

これから共生・地域づくりという取組みをどのように進めていったらいいのかについて、5つのキーワードが前回の意見の中からは抽出されるのではないかと思います。

一つは「情報」というキーワード。これは特に地域活動、福祉活動に取り組んでいる人たちが交流をしたり、情報を得たり、情報交換をしたりする身近な情報拠点が必要ではないか、あるいは行政から障がい者や活動している市民への情報提供、ネットワークづくりも重要で、どれだけ情報を入手しやすい環境をつくっていくかということです。

第2は「人材」というキーワード。さまざまな取組みをされている方々をつないだり支援したりするコーディネーターとなる人材が重要です。地域の中にも色々な人材がいらっしゃるので、そういった人的資源をどう引き出していくのかもこれからのポイントになっていくということです。

3つ目は「若者」というキーワードにさせていただきましたが、特にこれからの地域の福祉活動や青少年育成活動に若者達が主体的に参加するような機会やできればそれを働く場として展開していく取組みをやっていくとどうだろうかということです。

4つ目は「NPO」というキーワードです。地域にさまざまな分野で活動するNPOが誕生していますが、これらをより育てていくような取組みとして、地域の空いたスペースや公共スペースを活用していくことも考えていくというのがポイントです。

5つ目が「健康」ということで、特に医療問題、国保問題について具体的にどのように目標設定をして取り組んでいくのが重要で、そのための情報提供、相談、アドバイス、健康づくりの場の設定を地域レベルで考えていく必要があるのではないかとということがポイントでした。

課題としては、今回の計画は3年間という期間を想定した計画なので、ある程度具体的な目標を想定して方策を示していくという方向に議論を展開してはどうかということが出されています。

議論の構図をこのように整理させていただきました。

杉岡会長 ありがとうございます。資料1についても議論をしなくてはいけないと思

いますが、後でまとめてということで、先に事務局から資料についての説明をお願いします。

(2) 事務局説明(配布資料)

資料2「施策の基本方針」説明

事務局(調整課調整担当係長) それでは資料2「施策の基本方針」について説明させていただきます。

この「施策の基本方針」は第1回の分科会でご説明した各重点戦略課題の「現状と課題」を踏まえて、本市の関係部局で庁内プロジェクトを組み、重点戦略課題ごとに施策の基本方針について検討した内容をまとめたものです。本日の分科会で議論を進めていただく検討資料の一つとしていただければと考えています。一つの重点戦略課題で1枚でまとめておまして、4つの重点戦略課題で計4枚になっています。資料は上から「現状と課題の要旨」、中段の「施策の基本方針」、下段の「施策」の3段構成でつくられています。

重点戦略課題：魅力あふれる地域づくりの推進

まず、1枚目の「魅力あふれる地域づくりの推進」からご説明させていただきます。現状と課題ですが、地域が抱える課題が複雑化し、行政だけでは解決の難しいものが増えている中、市民自らが決定し行動できるまちづくりが重要になっている。また、町内会など住民組織の加入率が低下する中、様々なまちづくり団体相互の連携や市民活動の継続・充実のための環境づくりが求められているといったことがあります。

次に、中段の「施策の基本方針」です。今申し上げた現状と課題を踏まえて、市民、企業、行政などそれぞれにおいて取り組んでいくべき事柄や役割というものがあると思われませんが、その中で札幌市として今後3年間で重点的に取り組んでいくべき基本的な方向性を示したのが、この「施策の基本方針」です。

内容としては「市民の主体的なまちづくり活動を様々な側面から支援する」「情報の共有や交流、ネットワーク化などを通じて、協働による地域のまちづくりを促進する」「区や地域の特性を活かした魅力的で活力あふれる市民自治による地域づくりを進める」こととしています。

次に下段の「施策」です。これは、施策の基本方針に沿って「具体的にこういった施策を展開していったらどうか」という視点でまとめたものです。ここでは3つの柱を立てておまして、1つ目が「市民の主体的なまちづくり活動の支援」です。内容としては、子供から高齢者まで様々な世代への市民活動に関する啓発や多様な学習機会の提供などにより、個々の市民活動への参加を促すきっかけや環境づくりを進めるとともに、活動の受け皿となるNPOやボランティア団体などまちづくり活動団体に対して、情報、活動の場、資金、人材育成などの面からより効果的な支援を行ってほしいというものです。

2つ目が「市民と行政および市民相互の情報の共有や交流、ネットワーク化の促進」。内容としては、現在各地域にある連絡所の機能を強化して、多様な市民や行政が地域の課題を共有し、相談し合える場にしていこうというものです。

3つ目が「区や地域の特性を活かした市民自治による地域づくりの推進」。内容としては、各区、各地域の持つ自然、文化、歴史などの資源を活用した地域づくりを進めるとともに、住民自らが地域課題の解決や目標の実現を目指し行動する仕組みづくりを進めていこうというものです。

重点戦略課題：少子化対策の推進

2枚目に移りまして「少子化対策の推進」です。まず現状と課題ですが、少子化の状況を示す代表的な指標とされる合計特殊出生率について、本市は大都市の中でもきわめて低い水準にあります。また子育てと就労の両立を求める女性にとって、職場の理解・支援の不足や保育施設の不足がネックとなっています。一方、在家庭で子育てを行う女性の育児不安やストレスの問題があり、さらには子供への虐待の問題などもあります。また、これから親となる若い世代の健全な母性・父性の育成なども課題です。

こうしたことを踏まえて「施策の基本方針」としては、「市民の知恵や経験などを生かして地域の子育て支援を拡充する」「子どもが心身ともに健やかに育つための支援体制を整備する」「子育てと仕事などの両立を支援する取組を進める」こととしています。

次に施策です。1つ目の柱は「地域における子育て支援の拡充」です。内容としては町内会、NPO、ボランティア団体などとの連携・協働による、子育て家庭の交流・相談の場の拡充、保育園、幼稚園、児童相談所など子育てに関わる機関や施設の相談・支援機能の充実や相互の連携の促進によって、育児不安や子供への虐待の問題などによりきめ細やかに対応していこうというものです。

2つ目は「子どもが心身ともに健やかに育つための環境づくり」です。内容としては、妊産婦や乳幼児に関する保健・医療の推進、子どもたちが放課後、自由に遊び、安全に過ごせるミニ児童会館などの施設の充実、思春期の青少年の性や健康に関する学習、乳幼児とのふれあい体験の機会等の充実などを図っていこうというものです。

3つ目は「子育てと仕事などの両立支援の推進」です。内容としては、保育所待機児童の解消に向けた取り組み、就労形態の多様化に対応する延長保育や一時保育など各種保育サービスの促進や放課後児童健全育成対策の充実、また国など関係機関との連携により、子育てを行う従業員に対する企業の理解や支援について、意識啓発も合わせて図っていこうというものです。

重点戦略課題：地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進

3枚目に移りまして「地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進」です。現状と課題ですが、介護保険や支援費制度の導入など社会状況が変化する中で、高齢者や障がい

のある人の地域での自立した生活への意識が広まっていますが、そのためには地域住民による支えあい活動やボランティア活動、適切な保健・福祉サービスや相談・支援体制、公共的施設のバリアフリー化などを支える環境が欠かせないものである。加えて、障がいに対する市民の理解の不足といったこともあります。また、今後ますます高齢化が進む中であって、高齢者の生きがい対策も課題となっているということです。

こうしたことを踏まえ「施策の基本方針」としては「安心のための公共的施設の整備を進める」「心のバリアフリーが広がるように努める」「多様な社会参加や地域生活支援の充実を図る」こととしています。

次に「施策」です。1つ目の柱は「高齢者・障がいのある人の地域生活支援の充実」です。内容としては「介護予防事業や、心身状況や障がいの種別・程度などに応じた介護・保険福祉サービスの充実と、地域ケア体制の充実による総合的なサービス提供」「地域の実情に即した介護や福祉サービスの拠点づくりの促進と地域住民による福祉活動の支援」「安心して住み続けることのできる住宅整備の促進や住まいの課題などを市民と行政が協働して解決する仕組みの検討」、そういったことを進めていこうというものでございます。

2つ目は「高齢者・障がいのある人の社会参加の促進」。内容といたしましては「市民活動への支援、福祉教育の推進、障がいのある人の意見を積極的に市政に反映させる取組などを通じた市民理解の促進」に努めるとともに「学習機会の提供、文化・スポーツ活動や就労支援など、多様な社会参加の機会の拡充」などを図っていこうというものでございます。

3つ目は「街のバリアフリー化など安心のための公共的施設の整備」です。内容としては「地下鉄駅などへのエレベーターの設置や歩道のバリアフリー化など交通環境の整備と施設のバリアフリー化の推進」などを進めていこうというものでございます。

重点戦略課題：地域での健康づくりの推進

最後、4枚目は「地域での健康づくりの推進」です。現状と課題ですが、急激な高齢化や生活様式の変化などに伴いまして、生活習慣病や要介護高齢者が増加しており、市民個々、そして地域レベルでの健康づくりへの取り組みや、市民の生活に密接な関わりを持つ学校、職場、企業などによる健康づくりを支える活動や環境整備が必要とされているといったことです。

こうしたことを踏まえ、施策の基本方針としましては「市民の健康づくりに関する意識を高め、主体的な健康づくりを支援する」「地域、職場、関係機関等と連携して、健康づくりを支える環境整備を進める」こととしております。

次に施策です。1つ目の柱は「一人ひとりの健康づくりの支援」。内容としては「情報提供、各種健診・健康教育や介護予防事業などの実施による、市民の健康づくりへの意識啓発や継続的な実践への支援」を進めていこうというものでございます。

2つ目は「地域における健康づくりの促進」。内容としては「地域の健康づくりを推進する担い手となる人材の育成」、町内会など住民組織や市民グループ単位での健康づくり活動の育成・支援、相互のネットワーク化により、地域全体に健康づくりの輪を広げていこうというものでございます。

3つ目は「健康づくりを支援する環境整備」。内容としましては「職場における従業員の健康管理に対する意識を高める取組や企業・商店などが行う市民の健康を意識した活動の促進」「その他、学校や保健医療関係団体などの特性や機能を生かした健康づくりの支援体制の整備」「スポーツ施設や健康づくり関連施設など地域資源や人材の活用による健康づくりの環境整備」といったことを進めていこうというものでございます。

資料2の説明は以上でございます。

資料6「(仮称)札幌市次世代育成支援対策推進行動計画」説明

杉岡会長 それでは資料6の説明をお願いします。

事務局(児童企画課長) 資料6「(仮称)札幌市次世代育成支援対策推進行動計画」をご覧いただければと思います。この行動計画策定の背景と国の取組状況を1枚目にまとめ、国が示す法案のまとめが2枚目です。これらを合わせてご説明申し上げます。

それでは最初に資料6-1「(仮称)札幌市次世代育成支援対策推進行動計画について」です。国におきましては、平成11年に示された「少子化対策推進基本方針」がございまして。いわゆる「新エンゼルプラン」というものですが、それに先立っては、平成7年からの5年計画である「エンゼルプラン」がございまして。それに続く平成12年から16年までの5年計画が「新エンゼルプラン」というわけです。これに合わせて、札幌市におきましても平成8年から平成17年の10年間の行政計画として「子育て支援計画」を立てております。

次に1の(2)ですが、平成14年1月に人口問題研究所から「日本の将来推計人口」というものが発表されました。その中において、今後、より一層少子化が進行するという予想がされておりました。それを受けて14年9月に厚生労働省が「少子化対策プラスワン」というものをまとめています。これを踏まえて、昨年3月に「次世代育成支援に関する当面の取組方針」というものを「少子化対策推進関係閣僚会議」の中で決定しております。この方針に基づきまして、昨年の7月「次世代育成支援対策推進法」が制定され、これに基づきまして都道府県または市町村といった自治体、企業は次世代育成のための行動計画を策定する義務付けをされたということでございます。

次に資料6-2「少子化対策のための法律案」をご覧ください。これは、前段でご説明したように、平成17年から10年間の時限立法ということで昨年制定されたところでございます。図を追って説明します。

「次世代育成支援対策推進法案の趣旨」というところですが、従来より仕事と子育ての両立支援を重点的に政策で対応してきたのですが、なかなか少子化の進行が止まらな

ということ、先ほど述べたように一昨年の9月に「少子化対策プラスワン」ということで、少子化対策にプラスワン、別な視点から政策を考えていこうということで国が示したものでございます。過去の両立支援に加えて4点の視点を加えて政策に反映していこうということです。「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」、こういうものを踏まえて、左側「自治体・企業における行動計画の策定」をし、なおかつ右側にありますが、児童福祉法の改正をして地域全体で子育て家庭を支援するということになってございます。

次に右側ですが、国が定める指針に則して自治体、または企業が行動計画を策定するわけですが、先ほど申しましたように平成17年から26年の10年間の時限法でございますので、集中的に10年間で計画を立てていくということでございます。そこで国、都道府県・市町村、事業主、この三位一体で行うのですが、国は指針を策定し、自治体、または事業主に行動計画を義務付けるということでございます。その左側ですが、都道府県・市町村が行動計画を立てて地域の子育て機能を再生するということです。

今回新しいのは301人以上のいわゆる大企業に行動計画策定を義務付けしているというところでございます。子育てをしながら働きやすい環境が求められているという現状がございます。育児休業についても職場がとりやすい雰囲気、環境ではないということで断念した者が多いという現状でございますので、企業においても行動計画を策定していくということでございます。

これが全3,200余の都道府県、市町村で平成16年度中に策定され17年度から実施されるということですが、それに先行して50市町村が策定するということになっております。札幌市にも国から要請がございました。今年度、子育て支援計画の改定をするということ、また、子育て支援的な政策も他都市より少し先行しているということ、なおかつ待機児童も他の政令指定都市より少ないということで、札幌市に先行の要請があったわけです。それで札幌市は今年の3月までに素案を準備し、7月ごろに成案を国に報告するというところで今動いています。

裏面の左側についてご説明します。「行動計画策定指針」というのは国において策定し、それを受け、地方公共団体が行動計画を策定します。そして、301人以上の企業については、義務として、300人以下につきましては努力義務ということで行動計画を策定します。

そして「次世代育成支援対策地域協議会」というものがございます。これは市町村、事業主、社会福祉・教育関係の有識者、いろんな方を交えてこういう協議会をつくって検討していくようにということで、国の方で法律で決まっているものでございます。

裏面の右側に今までお話をしたことのまとめがでございます。1の(2)にございますけれども、保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本的認識の下に子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮

して行われなければならないという基本理念の下に行動計画を策定するというところで、今準備を進めているところでございます。

そこで、札幌市におきましても、その右側の(5)にある地域協議会を、昨年の11月と12月に2回開催しております。これは10年計画で、平成17年からの前期5年と22年からの後期5年に分けられますが、札幌市では前期計画を16年度からの6年間として、現在、策定の準備をし、協議会で検討させていただいているところでございます。

それと、資料6-3ということで、昨年の11月6日に1回目、12月9日に2回目を行った協議会で出された主な意見をお示ししています。これを踏まえまして行動計画を検討しているところでございます。

以上、行動計画につきましてご説明いたしました。

資料7「札幌市の国民健康保険の概要」説明

杉岡会長 それでは資料7「札幌市の国民健康保険の概要」についてご説明いただきたいと思っております。

事務局(国保年金課長) 国民健康保険の概要についてご説明したいと思っております。きわめて時間が限られているということでございますので、前回の議論の中でご質問があった、加入者の保険料負担と長期滞納者の状況を中心に、資料7を用いてご説明したいと思っております。

まず、加入者の保険者負担ということですが、お手元の資料7-1の1ページ目をお開きください。これは平成14年度決算での札幌市の国保会計の歳入・歳出を表すグラフでございます。保険料は这其中で346億円となっておりますが、もともと保険料というのは、右側の歳出の「医療費の保険者支払分」、このへんの医療費を支払うためのものということですので、基本的にはその医療費の水準、動きに連動して決定される仕組みになっております。

しかし、制度が発足した昭和34年当時とは状況が異なってきました。本来、財源的には保険料と国庫支出金のみでまかなわれるものなのですが、国保以外の保険者からの交付金、この中で言いますと「退職者給付交付金」がありますが、そういったものを付加したり、あるいは一般会計から繰り入れをしています。非常に複雑な制度に変貌してきているということでございます。

これは時代の流れとともに国民健康保険の制度構造が大きく変わり、高齢者の加入が増えるとともに、年金所得者をはじめとする所得の低い加入者の割合が増え、その財政基盤が極めて脆弱化してきたためです。

それともう一つは、高齢化に伴う医療費の増加により、特に昭和50年代の半ば過ぎから国保財政が非常に厳しくなってきたために、退職者医療制度や老人保健制度などさまざまな制度改正が行われてきた、ということでございます。しかし、札幌市に限りま

せんが、未だに国民健康保険の財政状況には非常に厳しいものがございます。特に札幌市の場合もともと制度的に決められているもの以外にも、市単独で多額の繰り入れを行わざるを得ないという状況でございます。言うなれば、支払われるべき医療費に対して加入者の保険料負担を軽減するために繰り入れを行っているというわけです。平成15年度予算で大まかに申し上げますと、本来、支払っていただくべき保険料というのは1世帯平均で約20万円ということになるわけなのですが、これに対して1世帯あたり約6万円分の一般会計からの繰り入れを行いまして、14万円程度まで負担を軽減している状況です。このような繰入金額が、札幌は政令指定都市の中で一番高額ということになっています。これは、やはり保険加入者の医療費が高いということに尽きるわけでございます。

4ページに政令指定都市の一人当たりの医療費を比較したグラフがございますのでご覧いただきたいと思っております。ここにも書いてありますとおり、札幌市の医療費は一人当たり45万3,637円ということになっております。これは北九州市に次いで2番目の高さということですよ。

なぜ札幌市の医療費が高額かという説明が5ページから9ページにあります。一つ一つご説明すると時間がかかりますので、かいつまんでお話しします。簡単に言いますと、医療費に占める入院医療費の割合が高いということです。その要因としては、要するに加入者が医療機関に入院する機会、これを入院受診率というのですが、これが高いためということです。ではなぜ入院受診率が高いのか。これは9ページをご覧いただきたいのですが、こちらのほうに「病床数の状況」というグラフがございます。一人当たり医療費と病床数の関係を表すグラフがありますが、札幌市の場合は病床数と医療費の高さに相関関係が指摘されています。見てのとおり、病床数の多いところは医療費が高いということになります。

ご承知のとおり、札幌市内には国公立の大病院をはじめ、入院施設をもった大きな医療機関がたくさんございます。市民の医療環境が整っている都市ということが言えると思いますが、反面、それを求めて市外から転入するケースが指摘されておりまして、あるいは大規模な医療機関の集中というものが、やはり病院経営ということを見ると、医療費の高さにつながっているということも隠せない事実ということになります。言うなれば、医療費が高いために保険料負担が重くなり、それを緩和するために一般会計から多額の借り入れを行っているというのが札幌市の状況ということですよ。

今までは医療費と関連付けた財政面での説明でしたが、実際に保険料を負担する加入者の側からすれば、それでもなお厳しい負担であるということは従来から指摘されておりますし、私どもも承知しています。特に収入が200万円から500万円ぐらいの階層の加入者の負担は、例えば主に中小企業のサラリーマンの方が加入されている政府管掌健康保険の保険料を比べてみると、約2倍から3倍ぐらいの差になっているということとはよく言われることでございます。特に、単身の20歳台から40歳台くらいまでの

加入者には保険料負担が収入の約1割にも達する方が多く、その反面、医療を受ける機会が少ないということもございまして、滞納につながるケースも多いという状況になっているわけでございます。

しかし、このような保険料負担が重たい状況は札幌市だけに限ったことではございません。保険料負担をほかの政令指定都市と比較したものが資料7-2「各政令市における国民健康保険の状況」になります。この中で札幌市の「一世帯当り保険料」額は12万5,478円ということで、これは12都市中11番目でむしろ低いということになります。

しかし、実際の保険料負担というのは加入者の所得構成と大いに関係があります。ですから、単純平均だけで低い安いを論ずることはできないということです。先ほどの資料7-1の2ページ目に戻り「国保加入者の所得状況」というグラフをご覧ください。札幌市の所得が100万円以下の世帯の割合は53.4%です。反対に所得が高い階層、500万円を超える世帯は3.7%です。すなわち、低所得者の割合が非常に高い一方で、保険料の負担能力の高い高額所得世帯の割合が少なく、保険料負担はどうしても200万円から500万円の中間所得層に集中するということになります。

そこで今年、加入者の保険料負担の公平を図り中間所得者の負担緩和を図るということで、保険料の賦課方式を住民税方式に変更いたしました。先ほどの資料7-2に平成15年度分の医療分科率がありますが、これによると所得割が420%、4.2倍です。これを同じ方式を採用している都市、例えば、札幌市と同じような所得構成を持つ京都、大阪、神戸と比較すると低くなっています。また、北九州、福岡などから見ても低くなっているということで、賦課方式の変更が一定の効果을上げているということが言えるかと思えます。しかし、ほかの市もそうなのですが、負担としてはかなり重たいという状況は間違いのない事実だと考えています。

次に資格証明書の交付状況についてご説明したいと思います。資料7-4をご覧ください。まず、資格証明書というのは何かということですが、特別な事情がないにも関わらず長期にわたって滞納している方に対して保険証に代えて交付が義務付けられているものでございます。資格証明書が交付された世帯は医療機関にかかった場合、医療費の10割分全額をいったん支払いまして、その後、本来であれば給付される7割分につきましては、特別医療費と呼ばれていますが、その還付金の申請を行うことによって後で現金で給付を受けるということになっております。

医療費全額をいったん支払う必要があるということになれば、当然医療機関にかかりにくくなりますので、医療機関にかかる前に区役所を訪れてその納付相談をする、あるいは医療機関にかかった後の医療費申請の際に納付相談をする、そういう形で折衝機会を得ることができます。これによって保険料をきちんと払っている加入者との負担の公平を確保しよう、そういう主旨でつくられた制度でございます。

その交付件数は資料7-3にございます。昨年の11月末現在で1万4,712世帯、

交付率は全世帯の4.5%になっています。札幌市は10年以上前から収納対策の一環として資格証明書の交付を活用してまいりましたが、平成12年度以降、法改正により交付が義務付けられました。それによりまして、交付世帯が急に増えてきているという状況です。この義務化の背景には全国的に滞納世帯が増えて収納率が低下しているという状況があると考えられます。

なお、資格証明書が交付されているのはどういう世帯かということですが、傾向として、全額未納の世帯がほとんどでございます。そして、一人暮らしで20歳台から40歳台くらい、つまり、医療機関にかかる機会が少ない方がやはり非常に多いということです。そういう方の保険料負担が重たいということもございますので、それに加えて医療を受ける機会も少ないのであれば、保険料を払う気も起きないという状況が浮かび上がってくると考えられております。

なお、次の資料7-4ですが、これは参考までということで、ほかの政令指定都市の収納率の5年間の推移を表しています。全体的に低下傾向にございますが、これにはやはり経済不況の影響があるかと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

杉岡会長 それでは一通り事務局からの説明が終わりましたので、資料に関してご意見、ご質問があれば出していただき、委員の皆さんからの資料をもとに議論を進めていきたいと思っております。

これまでのところでご意見、ご質問があれば出していただきたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(3) 意見交換(施策の基本方針、重点的に取り組むべき事柄など)

杉岡会長 資料1についてですが、前回の議論の整理として、燕委員、柴川委員、岩田委員が「居場所の確保」を強調されていたので、キーワードとして位置付けたほうがいいと思っております。その居場所と公設民営問題等、拠点の問題が抜けていたと思っておりますので、その辺を含めて話し合いをしておきたいと思っております。

それから高齢者と障がい者を支えていく地域づくりをどうするかということで、事務局では「地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進」というまとめをしています。こういったところをもう少し工夫して、黒田委員の取り組みや、資料2にある高齢者・障がい者の社会参加、公共的施設の整備、地域生活支援のところでも具体的に指摘されていますので、検討課題に含めていきたいと思っております。

早速ですが、今日は資料3、4として委員のみなさんからメモをご用意いただいているので、施策提案とそれに関わる議論をやっていきたいと思っております。最初に伊藤委員から説明していただきたいと思っております。

伊藤委員 「あれもこれもでなく、あれかこれか」というのは昨年市長がシンポジウム

でおっしゃった言葉だったと思います。私は大変適切だと思います。必要なことを全部言うと、大変な時間がかかるだけでなく、どこまでが本当に実現可能で実現させなくてはいけないのかが、結局分からないままに過ぎてしまいます。例えば「活力があるみんな明るいまちづくり」のような抽象的な表現です。せっかくこういう機会をいただいたので、一番大切なことは何か、そして一番大切なことについてこれでいいのかということを考えたいと思います。

具体的には4本柱をすでにいただいています。最初の全体会議で中島委員がおっしゃった「1行づつスローガンを持ってこよう」というのが非常に印象的でしたので、4本柱についての全体的なスローガンと、その中に小項目としてこれをしましょう、例えば、障がいのある方もあらゆる世代の方も明るい気持ちで希望を持って暮らせるためにはこれが必要だというような、そういう形でまとめればよいなと思っています。

現状については、なるべく数字で把握できるといいと思ひまして、こういう数字をお示しいただけますかということ事前に提出させていただきました。基本目標「健やかに暮らせる共生の街さっぽろ」は大変大きな話になりますので、重点戦略課題の「少子化対策の推進」「地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進」「地域での健康づくりの推進」についてです。

少子化対策についての主要な数値としては最重要なのは、おそらく保育所入所待機率だと思います。そして、おそらく多くのお母さんが困っているのは子どもが病気になったときです。先ほどご報告いただいた次世代育成支援対策推進協議会での主な意見の中にもいくつかそういう内容が出ていました。それについて開設・利用状況がどのようになっているのかということも把握したいと思います。前回の分科会で出た学童保育については、形態としては今おおまかに3形態あると思いますが、それぞれがどのように機能しているのか。利用者一人あたりの支出は学童保育のほうが児童クラブよりかなりかかっています。その先の議論は岩田委員やその他の方々から出していただけることとして、基本的な数値が札幌ではどうなっているのか、政令都市の中ではどのような位置にあるのか。もし具体的な目標を立てられるとしたら、どういう目標が立てられるのだろうかということが、今後の議論の対象になるとよろしいかと思ひました。

2番目に「高齢者・障がい者の自立支援の促進」ということです。障がいのある子どものことを考えるのは大切だと思います。今、札幌市には約6,000人弱の知的障がい者の方がいます。その中の2,500名ほどが札幌市外の大規模施設に入居されているというお話をうかがいました。それから今、養護学校に入られている方に養護学校を出た後どのように暮らしたいか希望を取ると、今年の調査では高等養護学校に行っている方の1割が、また、養護学校では約半分が施設に行きませんと答えています。大規模施設はコストがかかる上に満足度が低いということが言われていまして、ヨーロッパにおいては非人間的な大規模収容施設はつくらないという方向があるにもかかわらず、未だに多くの大人が行っている。札幌の成人の障がい者が札幌市で暮らしていない現実とい

うのは、決して行政の問題として一方的に批判するのではなく、私たち市民がそういう方たちのことをどう考えてきたのだろうかということを引き上げてあげべきだと思います。

また、幸いこの分科会にはある意味でそういう活動の最先端を実践している方がいらっしゃいますが、多くの方たちがその先駆的な実践の結果を享受できない。実践をしている方はそのことで精一杯力をつくされているので、これを他の障がい者にも向けられるような仕組みづくりをどうしようにするのかということは行政の仕事になってくるかと思います。ただしそのときにあまり唐突なことを言っても仕方がないので、現実的に可能なことというところでは、先駆的な実践をしている方たちの知恵が大変必要だと思います。今、市外で暮らしている2千何百人の人たちが明日札幌に帰って来れるということではなくても、少なくとも現在養護学校を出ようとしている方の親の1割でも「うちの子供は学校を出たらそのまま施設にやります」ということを言わなくても済むようにしたい。養護学校を出た人の3分の1近くが市外の高等養護学校に行っている現実を考えて、実践されている方が培ったノウハウを活用し、多くの方が享受できるコストが安く満足度は高い仕組みづくりに真剣に取り組んでいただきたいと思います。

札幌市の障がい者の市内、市外別の施設入所率を出していただきたいと思いました。

一方でグループホームというものが札幌市の中に出てきていまして、施設入所者とグループホーム入居者の率を見ると、各政令都市間比較で札幌は低いという話は聞いています。後の高齢者の話にもかかわりますが、旧来からある施設入所型を地域型に転換していくためには、一定の投資が必要になってきます。ただ、このままだとこれまでも長期にわたり支援費なり施設入所ということで出ていた費用が、やはり長期的に出ていくということは予測できると思います。やはり短期的に取り組まないと、医療費は減らない、国民健康保険問題もなかなか改善しないという状況になるかと思います。ですから、高齢者、障がい者については、旧来型の大規模施設、あるいは病院への入院という形態から、どうやって地域で暮らせるかという転換を図る、そのための前提として、まず札幌の現状はどうかということをお教えいただきたいと思います。

最後に健康づくりですが、これは今札幌市だけが努力されているのではなくて厚生労働省が熱心に進めているところだと思います。厚生労働省が健康づくりに取り組む元になったアメリカの「Healthy People」という政策があります。アメリカのHealthy Peopleには運動、肥満、喫煙、各種依存症、責任ある性行動、精神医療、傷害と暴力、環境の質、感染予防、医療へのアクセスとありますが、健康の面で最大のものは医療であるかと思います。もちろん生活習慣病や喫煙を減らしたりということは大事だとは思いますが、健康障害児だと分かったときに安心して医療にかかれるような制度が機能しているということが最重要課題かと思います。

次のページは健康保険制度は矛盾のある制度だということを説明するときに使っている資料です。札幌市に住んでいる人の医療保険料を勤め人と国民健康保険に入っている

人の割合で比較すると、勤め人だと保険料率は4.1%で収入が変わっても変化はありませんが、国民健康保険料の場合は、単身で扶養家族もなくその他の控除もない方と見たときには、年収400万円台が所得に占める割合が一番多く13%になります。制度そのものが2つに分かれているという矛盾の中で、受け皿となっている市町村の国保課はどこも非常に努力されているとは思いますが、昨年度改定がされる前はグラフの山は300万円台にありまして、それは大きな改善だと思いますけれど、これだけのものを支払っている制度なので、もう少し努力していただきたいと思えます。

これについての目標設定は現実的に可能なものでないという意味がありません。少なくとも、この保険料請求を受け取った市民が札幌市に対してどういう印象を持つかが大変重要な問題ではないかと思えます。ですから、収納率を見たときに、なぜ札幌がこれだけ低いのか、払わないのか払えないのかという検討も含めて、ぜひ見直しを検討していただきたいと思えます。

以上です。

杉岡会長 伊藤先生からは、優先順位と具体的な指標をしぼって、そこから重点的な政策推進を図ったほうがいいのかというお話をいただきました。議論の共通的な指標になると思えます。後ほど議論を重ねていく中で、詰めていけるのではないかと思えます。

今の伊藤先生の話提供の中で、何かご質問があれば。

(「なし」と呼ぶ者あり)

杉岡会長 柴川さんや燕さんの取り組みについて、もう少し支援の仕組みを考えるといいのかということ、後からも課題として出てくるかと思えます。

それでは岩田委員からご説明をお願いします。

岩田委員 情報提供に関して札幌市は色々なサービス、資源を準備し広報していますが、広報さっぽろ等にも目を通し、今回の市民会議のように公募があるというようなことを意識できる方と、市民会議があるということも知らない、札幌市にたくさんある社会サービスや資源を知らないという方がいるだろうと思えます。もう少し情報にアクセスしづらい、できない市民の方に目を向けなくてはいけないと思えました。そういう方たちは何かあったときに相談する先さえも分からないのではないだろうか。

メモには書きませんでした。それには2つくらいの方法があって、一つは、その人が困っている点について、何らかの社会資源に結びつけることができる「よろず相談所」のようなものです。2番目の居場所づくりにも関わってきますが、身近なところにそんな場所が増えてくればいい。たらい回しにするのではなく、紹介先の社会資源を把握した上でコーディネートしてくれるような相談先です。すべてを含めたよろず相談が受けられるほうがいいのか、多少領域を分けたほうがいいのかは検討の余地があると思えます。

居場所づくりについては、前回の議論からも、高齢者、障がい者の区別なく集える場

所が必要だと思います。イメージとしてはむくどりホームやつばさクラブのようなところがいいのではないかと。ただ、今札幌市の中にそういう既存のNPOなり社会資源がどれくらいあって活動内容にどのくらいの温度差があるのかについては、見直しをして対応していく必要があるのではないかと思います。社会資源のチェックを行う際、公的なものについては、対象者の種別、利用の曜日と時間、どこまで柔軟な施設の活用が可能なかを含めてチェックしていただきたい。

NPOや民間の学童保育の活動についても、いい実践をしているところには予算をつけていく。逆に公的なものであっても充実した活動を行っていないところは見直しが必要なのではないかと思います。誰がどのようにどのくらいの頻度で評価するといいのかは、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

以上です。

杉岡会長 利用や相談のしやすさが保証されていないとなかなか問題解決にたどりつけません。ワンストップシステムという言葉もありますが、相談をしようと思っても分野ごとに分かれているためにたらい回しになりやすいということがあります。

今はITサービスが発達してきていますので、経験があつてセクションの専門性を理解しているような人たちがコーディネーターとなり、相談先にうまく結び付けられるような仕組みがあれば、問題はスムーズに解決されるのではないかと思います。

一人がすべての問題に解決を与えるということはこの時代にはありえません。どういう専門性やサポートがふさわしいのかを判断できるようなスタッフが色々な場所にいるということが一つ考えられます。活動する人たちの情報を結びつけるということでは、行政や民間の活動している人たちのネットワークも相当重要になってくるのではないかと思います。

居場所づくりということでは、スペースとそこを活用する工夫ができる人、とりわけ、活動をサポートする専門家やコーディネーターがいないとスムーズな活用も行われません。そういった点が議論のポイントになってくると思います。また、サービスを評価する仕組みもどのように工夫していけばいいのか。

また、どんなサービスにしても今は評価のプログラムが働いてきます。評価活動については、すべての項目について別に議論していく必要があるかと思っています。

それでは、今の岩田委員の話題提供に関して何かありましたら付随して話をいただければと思います。燕委員、何かありませんか。

燕委員 居場所に関して、前回の会議では、地域では連絡所を中心にネットワークが組みあつてあるが民間の団体は公的な場に入っていくすべを知らない、町内会を中心に考えるのではなく、民間の団体を巻き込んだ地域づくりをしていけないかということ、それと、地域のネットワークをつくるだけではだめで、相談、問題解決までの実質的な支援が必要ということを発表しました。

前回の意見を補足する意味で、詳しい資料を持ってきましたのでお渡しします。

(資料配布)

杉岡会長 資料について説明いただきたいと思います。

燕委員 先ほど、伊藤先生が障がいのある人は札幌で暮らしていけないということをおっしゃいましたが、まさしくそうです。前回の会議で、障がいのある人もない人も当り前に生きていければいいが、障がいのある人が地域で暮らしていくための条件が不足しており、それは制度だけの問題ではないと言いました。そういう問題を一番重く考えています。

そういうことを踏まえて、どのように地域づくりをしていったらいいかというのが今日の資料です。新聞記事のコピーが1枚目にある資料は、良い実践をしているところがあるけれどもそれを支えていないということと、何が良い実践かということを見てほしいと思います。それが映画になって全国的に有名になったけれど、札幌市では取り上げられていない。一生懸命やっているけれどそれが実を結ばない。

それから前回青年の溜まり場というところで、居場所づくりについてご説明しましたが、口だけの説明ではだめだと思って持ってきたのが「こんにちはつばさ応援団です」という資料です。応援団には「サポート事業部」、たまり場「ふらっと」があるということと、応援団は「地域循環」をしていくんだということを代表が書いているものです。

映画づくり、映画祭りをしながら地域にこういうものがあるといいねという居場所の具体的な提言が3枚目の資料で、地域に発信しています。

それから次がもちつき祭りの資料ですが、今年もしました。地域のお年寄りに手伝ってもらい一緒につくりあげる中で地域づくりを展開していけないかという企画です。大好評のうちに終わり、地域のお年寄りからは、また来年も手伝いに来るからねという心強い激励をいただいています。

4枚目の「ふわっと」というのは、青年たちのたまり場をどのように企画しているのという通信です。

5枚目の「いきいき」は私が代表をしている会で、地域で障がいのある子供の育てづらさを切々と書いたものです。

今年、うちの子が養護学校を卒業します。私も既存の親の会だけでなく、当事者、家族、福祉関係者が集まったネットワークを組んで、何とか地域で暮らせる札幌をつくらうということをやっています。

障害福祉課の計画は素晴らしいですが、実行できるんだろうかという疑問があります。先ほど伊藤先生がおっしゃったように、入所施設をどうしていくのかという具体的な指針が出ない限りどうにもなりません。福祉予算が増えるならいいですけど、予算の中でやりくりするのであれば、どうやって入所施設を計画的に削減していくのかという指針を出さなければどうにもならない。

そして、養護学校の卒業後は重心(重症心身障害児(者)通園事業)に週一日通えれば良い方。デイサービスはどこも満杯、居宅支援事業は重度ほど使えないとなると、今、

毎日学校に通っている子供は卒業したら週一回しか行くところがないという状態になります。だから、親たちは入所施設を希望せざるを得ない。いつまで頑張ってもそういう子どもたちが大人になって地域で暮らせる方法がない。ないと言う前に地域にいないと考えられるのではないかと思います。障がい者の3分の1が高等養護学校に通って、障がい者が市外の大型施設に入所しているという現実が、地域という輪でくくったときに出てきます。少数の障がい者ですが、障がい児が生まれたときから死ぬまで暮らしていくということの支えがない。

これは学童期から始まっていると私は思っています。教育も地域から離して行うということから始まり、大人になっても存在感のない障がい者たちというところに至っているのではないかと思います。

杉岡会長 それでは、関連していることもあると思いますので、柴川さんの方から、どんなスペースを確保し、どんな運営をし、どういう見通しを立てていくことが必要なのかという提案もされておりますので、補足資料も含めて少し紹介していただこうと思います。

柴川委員 燕さんたちがやっているすばらしい活動に圧倒されております。

私は今回、あまりにも資料を多く持ち込んでしまったので、一体私が何を言おうとしているのか分かりにくいかと思います。それで、本日提出したメモから説明させていただきたいと思います。

バリアフリー公園を札幌市でつくってくださるという話があったときの私の気持ちをまずお話しします。障がいのある子供たちは特殊学校に通うことで地域から離れてしまいます。家に帰ってきても周りの子供たちと遊ぶ時間帯ではなく、乳幼児のころから、周りの子どもたちとぜんぜんつながりのない状況で大きくなっていきます。そして、高等養護学校を卒業して帰ってきたときに「ああ、お宅にはそういう子どもさんがいたんですか」と言われてしまう。そんなお母さんたちの話を聞いたことがあります。けれども、地域の中に「バリアフリー公園」と銘打った場所があると、障がいのある子供たちが堂々と出ていけます。また、障がいがあってもなくても遊べるという施設のバリアフリーをすることによって、心のバリアフリーにもつながっていけるんだなということを思いました。

むくどり公園のワークショップに来てくださっていたお母さんが、自分たちの家の近くにもそういう公園がほしいけれども、全部ではなく一つでもいいから障がいのある子どもたちが遊べる遊具にリニューアルしてくれたいのにとというようなことを言っていましたので、そこからでも始められるんじゃないかなと思いました。

そのバリアフリーの公園の横に、付設のふれあいの拠点を確保することによって、障がい理解の輪を広げるさまざまな活動を展開できる。それから、北海道の長い冬、公園が雪捨て場になっていることが多いのですけれども、このふれあいの拠点があることによって、一年中、冬でも遊べるということが実現できるということ。そしてまた、公園

は出会いのためにとてもすばらしい場所なのですけれども、そのふれあいのつながりが継続するためには、やはりふれあいの拠点が必要だと思っております。

そして、むくどり公園ができる1年前から、私は「むくどりホームふれあいの会」を始めました。それには公園の前の自宅を開放することが一番手っ取り早いと思って、自宅を少し使いやすく改造したりしました。公園に遊びに来ている親子がちょっと休め、ふれあいが継続できる場所という軽い気持ちで始めたんですけれども、年数を重ねていくと、メモの中ほどに書いたような活動の発展的波及効果が出てきています。

障がいのない子どもの親も、とても大変な思いで子育てをしているという現状にもぶつかりました。ある雪の降った日に、いつもは車で子供さんを連れてくるお母さんが、車が故障してしまったので、2人の幼児をそりに乗せて犬に引っ張らせて2時間かけてお家からむくどりホームに来たことがありまして「大変だったでしょう」と聞くと「家の中に3人でのいるよりも余程いい」とおっしゃいました。そういう状況を見たときに、子育て支援の大切さも考えさせられました。

また、生まれてすぐの子供さんを連れてくる方もいますし、82歳の方が手芸教室にいらしたりします。そういう世代間の交流や障がい者の方と子どもたちとのふれあいもあります。また、総合学習でむくどりホームの訪問が続いているとか、研修や実習、ボランティア体験、障がい理解の学習会、保健師さんによる子育て相談など、やろうと思えることが次から次へとできるような状況です。

あるとき、ほかの地域の子育てグループの方たちがいらして、自分たちもこういうところがほしいということで、豊平区で公園のすぐそばのいい家を見つけたそうです。それで家主さんに掛け合ったら、不特定多数の人が使うようなことには貸せませんということになったそうです。そういった人たちとのつながりなんかもできています。

また、高校生とか大学生が来ることを見ても、このような居場所づくりをもっと発展させる必要があるなとつくづく感じております。

このように発展してきてはいるのですが、私はいいとしても、次に続こうという人がいても、無報酬でやってくれとはあまりにおこがましくて言えません。「自分たちもむくどりホームのために一生懸命やりたいと思うけれども、無報酬というのは自分たちの家庭の経済から考えてちょっと無理なものね」とおっしゃる若いお母さんたちがいたり、非常に人材の問題で苦慮しているところでございます。

これから1年間で具体的に私がやりたい5つのことがあり、メモに挙げています。2、3、4番については申請を出しており、もし通ればそのための予算が下りてくるんですけども、通らなければまた別の方法を考えなければいけません。

現段階にむくどりホームがきて、これだけのことをやる必要に迫られてきているということです。

やはり、バリアフリー公園とふれあいの拠点の必要性についてのアンケート調査が必要だと思ってます。燕さんたちが以前になさったアンケート調査はとても参考にな

っています。障がいのある子どもさんのお母さんが書いた中に「人は人とつながりをもって育っていくんだ」という言葉がありました。ところがその人とつながる場がない、人もいないし場もないということを書いていらっしまったことが、とても印象的に残っています。

それから、むくどりホームふれあいの会でのいろいろなふれあいのエピソードがあるのですが、それをそのままにしておかないで、まとめるということ。それと、先ほど伊藤先生がおっしゃったように、どういう方向で自分たちが試行錯誤しながらやってきたのかということも、まとめる必要があると思っています。

それから、ふれあいの活動を分かりやすく提示できるビデオを1年かけて作成する。「これを読んでください」といってもなかなか難しく、画像で見せることが非常に分かりやすい場合もあります。

それから、フォーラムの開催ということです。こういう活動をほかの地域でもやりたいと思っている方とネットワークを結んだり、地域で活動を分かっていたいただくためにもフォーラムを開いて、バリアフリー化活動の必要性と実践方法を考え合いたいと思っています。

最後は、どのようにバリアフリー化活動を官民協働で進められるかを模索していきたいということです。ぜひみなさんのお知恵をお借りしたい、お聞きしたいところです。

そして、この5つのことをやった先は、できることなら、その地域の実情に合わせたバリアフリー公園、あるいは部分的な遊具のリニューアルでもいいので、そういう公園と、空き教室や会館の利用も含めたふれあいの拠点を可能な限り設置して、バリアフリー化のふれあい活動を実施できたらいいなと思っています。

前に提出した「『むくどりホーム』はふれあいの場所です」という資料には、子育て家庭支援、共生・障がい理解の研究会などが必要だということ、冬の公園も利用できるようにということなどが書かれています。この私たちのささやかな会の活動の資料をテストケースとして提供しました。これを検証してもらい、人に優しい新しい札幌のまちづくりを模索したいなと願っております。

後は「札幌市福祉のまちづくり賞」を受賞したときのパンフレット、その次が札幌市でつくってくださった藤野むくどり公園のパンフレットです。最後の「むくどりホームだより」は3ヶ月に1回ずつ作っているんですけども、その最新号です。

資料の説明は以上です。

杉岡会長 ありがとうございます。

燕さんのところもそうですが、かなり具体的、実際的に取り組んでおられ、ほかの地域にも波及することが期待される取り組みということが見えてきていると思います。

多分、実際にどんな条件で場所を確保するのかという工夫や手順、あるいはそれに関わる人たちのコーディネーターとしての活動の仕方や報酬が、それらが継続的に活動していくためには必要になってくるでしょう。予算をどう組み替えればこういう具体的な

実践活動に予算を確保していけるのかということも当然議論になるだろうと思います。

一通り、資料を用意していただいた方から説明をいただきましたので、この後、少し議論をつめていきたいと思います。

それでは岩田さんから関連で、気づいたことで結構ですので、何か発言をしていただきたいと思います。

岩田委員 いろんなところからいろんなレベルの議論が出てきたので、コメントするにしてもどこからコメントすればいいのか分からない部分があります。最初、伊藤先生が大枠を整理してくださったので、そこのところで、ここは具体的に詰めていくというように濃淡をつけていただくと意見も言いやすいと思うのですが。

杉岡会長 なるほど。全体の柱が4つ、あるいは5つあるのですが、伊藤先生から指摘されたのは優先順位を考えるという問題の絞り方と、具体的問題を取り上げていくときに必要なデータというか指標と実態について、どこをどうすればいいのか分かるように議論していこうということです。そのデータの問題は逐次整理をしていく中で把握されて次のステップに進めると思うのですが、目標値を一体どういうふう考えたらいいかとか、どんな手順で長期にわたる問題を3年間の中に組み込んだらいいのかということもあったと思うのですが。

全体の話題を見渡した上で伊藤先生から何か。

伊藤委員 これからのスケジュールとも関連すると思うのですが、次は1月29日に全体会議がありますね。その前にこの分科会はないですね。

杉岡会長 ないです。

伊藤委員 そうしたら、まず全体会議で出す今日のところまでの報告というところで話していただいて、柱については担当を決めて、次の分科会までに具体的な提言をしていただくというような形だと思うのですが。

岩田委員 資料1でかなり柱になっているので、次回の全体会議の報告ではこれを修正するなり、さらに精度を上げていくということではないかと思うのですが。

伊藤委員 できましたら「現状と課題の認識」のところに数字を使った資料を入れさせていただけるとありがたいです。それから5本柱もとてもよく整理していただいているのですが、「人材」「若者」は若者を含めた人材ですか。それとも、人材と若者は別ですか。上の「人材」は組織でしょうか。

杉岡委員 上は専門家のことですね。

伊藤委員 「健康」がちょっと浮いていますね。

ですから、やはりもとの4本柱に戻っていただいて「情報」「人材」「組織」のあたりを補足として書いていいと思うのですが。あるいは「情報」「人材」「若者」「NPO」は「魅力あふれる地域づくりの推進」あたりのキーワードとして入れていただいて、少子化、高齢・障がい者、健康づくりというのはやっぱりそれぞれに残して立てていただいて、その中でどういう議論があったかということをもとめていただくとバランスが良く

なるかなと思います。

あともう一つは、障がい者の施設入所等の状況や国民健康保険料の自己負担の資料など、全部は出せないと思いますのでいくつかを、ほかの分科会の委員の人たちに概略を説明できるような形で添付し、4本柱はもちろん残した上で、申し訳ないのですが、もう一度まとめていただきたいと思います。それに従い全体会で報告をします。

焦点化した形で出ささせていただいて、できましたら次の分科会までに担当を決めて、ある程度どういうものに絞るのかということをやっただけでいいかなと思います。杉岡会長 全体会への報告については最後に少しまとめる必要があるわけですが、今までの議論でほしいポイントになるところを事務局の方で一度整理していただきたいのですが。

事務局（北海道総合研究調査会） まだみなさんの発言に追いついていないところもありますが。

最初の伊藤先生のご発言は、主に札幌市の方で提言された4本柱に沿って、特にこれから3年間の具体的な目標の設定について絞り込む、なおかつ、具体的な成果目標が提示できるような設定の仕方を考えていったらいいのではないかということでした。柱立てと具体的な目標設定の仕方という枠組みについてご発言いただいたという認識です。

共生を支える具体的な制度設計が必要、大きな社会的システムの枠組みをどう変えていくべきなのかというお話もありました。

もう一つは、地域の中で実践されている様々な取り組みを支援したり、あるいは広げていったりするための取り組みをどうするのかということです。これは必ずしも行政だけの取り組みではないでしょうけれども、行政側から見ると支援する仕組みということになるかと思います。その場を提供するような形、あるいは地域の中でいろんな人たちが連携していく取り組みをどうしていったらいいのかということのキーワードとして「居場所づくり」が出されました。これは具体的なプロジェクトイメージとして、よろず相談窓口の設置、情報ということも含めた居場所づくりということが一つです。もう一つはバリアフリー公園とふれあい活動拠点という一つのパッケージの取り組みで、むくどり公園で取り組まれてきたことをほかの地域に展開していくようなプログラムを組んでいけないだろうかということでした。これは実践活動をより広げていったり、より展開していったり、より深度化していくための取り組みとしてご提案があったと思います。それらを大きな枠組みの中に具体的なプログラムとしてどういうふうに組み込んでいくかということになると思います。

今までのお話の中ではそういうふうになるのかなと思います。

杉岡会長 今の居場所づくりとふれあい拠点づくりは基本的に重なるものです。一緒に扱わないで、という場合もあるのですが。

やっぱり、その必要性和具体的に普及させていく場合のハードルがどうなっているのかということですね。その手順がロードマップとして見えてこないとなかなか難しいと

思います。それを明らかにすることを柴川さんが今年のプランとして提示されていますので、この辺についてはある程度見通しを立てて議論できるのではないかと思います。

伊藤委員 一つ質問をいいですか。

先ほど5つ挙げられましたけれども、それぞれについて、例えば補助金とかは申請されておられるのですか。

柴川委員 出版とビデオ撮影、フォーラムの開催については今補助金を申請しているところです。1と5についてはまだ何にもしていません。

伊藤委員 それぞれ市からの補助金というのはあったんですか。

柴川委員 いえ、ないです。

伊藤委員 だいたい各種団体からの補助金ですか。

柴川委員 そうですね。

杉岡会長 1の調査というのは一般的なことですね。

柴川委員 そうです。

杉岡会長 地元でアンケートするというわけではないのですね。

柴川委員 これはバリアフリー公園とふれあいの拠点ということに重点を絞ったアンケートをしたいなと思っています。

杉岡会長 いえ、つまり地元に限ったことではないのですね。

柴川委員 過去に2回ほどむくどりホームでもやったんですが、札幌市内あちこちに郵送でお送りしたものと、それから地域でむくどり公園ができてからというアンケートの2つです。

これはまだ具体的には考えていませんが、やっぱりニーズ調査をして、そういう場所はどうしても必要だという認識がまず出てこないが無理かなと思ったものですから。まだ私の中で具体化していないのですが。

杉岡会長 5番目は具体的にはどういうことですか。

柴川委員 そのためにはどうしたらいいでしょう、ということですか。

伊藤委員 具体化できるといいですね。

柴川委員 そうですね。行政の方とお話する機会があるごとに、バリアフリー公園とその横にふれあいの拠点をということと、むくどり公園ができた直後から言い続けています。難しいことは分かっていますが、何らかの形でちょっと話題に乗せてもらうことはできないかと思っています。

杉岡会長 政策として位置付けできないと、なかなかあちこちに広げていくというのは難しいと思います。

柴川委員 そうですね。今むくどりでやっている活動は障がい者や子供、高齢者などいろんな人が関わっています。障がい者だけとか、子育てだけ、高齢者だけとなると担当部署があるのだけれど、この場合にはどこも属さない。

杉岡会長 包括的なのですね。

柴川委員　そうです。公園計画課の方も、それはいいことだととてもよく理解してくださって「そういうものが各区に一つずつできたらいいね」とそこまでは言ってくさるのですが、そこからは「今の厳しい財政状況では……」ということになってしまいます。それ以上、無理な願いはできません。

岩田委員　ちょっと聞いてみたいのは、この会議でこういうのがもっと広がっていったらいいということをプランしても、それが今の行政上無理となったら、一生懸命食べられない餅を書いていることになってしまいます。

伊藤委員　私はそれは提案の質によると思います。逆に行政の方が「そういう提案をよくしてくれました」と言うような提案をすればいいんじゃないでしょうか。

岩田委員　柴川さんは人件費ということをおっしゃったのですが、燕さんのところで、全部は無理だけれども何か1点だけというとなんかあるといいですか。

燕委員　柴川さんと同じだと思うのですが、公設民営という言葉がどこかに出ていませんでしたか。結局、そういうところになるんじゃないかと思いますね。ソフトは民営に任せてハード的なものを公設で補助する。丸抱えはしないということです。丸抱えをしているところも見直した方がいいと思っているんですが。

伊藤委員　それは必ず一方でありますね。

燕委員　そうです。児童クラブはなぜ丸抱えなんだろうと思います。

伊藤委員　もうちょっと他の自治体でやっている単独事業で効果のあるものとかを知りたい。費用対効果というのはとても大切だと思いますし。

逆に、すごく貧乏けどちゃんと頑張ってきたNPO法人が、社会福祉法人になった途端にだめになってしまうということもとても見てきているわけですね。ですから、そうならない仕組みも提案できればと思います。

そういう意味では、知的障がいと言えば、横浜市ではコスト面でも合理性がありながらきちんときめの細かい必要を満たすということがされています。そういう情報をもう少し集めてもいいんじゃないかと思うのですが。

また、丸抱えについて言うと、燕さんが言っておられるのは、行政で全部つくってやってくださいとか、何とか会館を建ててくださいとか、そういうことではないですね。

燕委員　ないですね。丸抱えが、子供が小さいときから家庭の教育力を奪ってしまうということもありうるんですね。だから、丸抱えではなく、市民としての責任も果たしながら、そこに公的なものもあるということに尽きるんじゃないですか。むくどりホームさんもそうですね。丸抱えではなくていい実践をしているいろんなところがあるはずなんですよ。

例えば「黄色いりんご」のような活動や町内会、連合町内会を中心にして地域づくりをしたり、いろいろあるんです。そういう民間の力は地区に行きって聞かなければ分かりません。

その地区でやることはその地域の人たちの力を借りながらやっていくというシステム

をつくれればいい。札幌市全体一律ということは、地域づくりについては言えないだろうと思っています。

柴川委員 「内閣官房長官賞バリアフリー化推進功労者表彰」というものをむくどりホームふれあいの会でいただいたのですが、それを調べるためにNHKの村田解説委員がいらしたんです。私は出かけていていなかったので留守番の人に対応していただいたんですが「公設民営って富山方式っていうのがあるのよ。調べてみたらどう」と言われたらしいんですね。それで調べたのですが、高齢者のデイケアか何かなんでしょうかね。それ以上のことは分からずに言葉だけをずっと引きずってきているのですが。

燕委員 富山方式は見学に行ってきました。富山方式のデイケアハウスというのがとても増えてきているんです。「富山」というのは富山県の富山です。では、富山県の助成はどうなっているかということ、介護保険も使えるし、支援費も使えるというもので、それを活用した混合的なデイケアハウスです。一般の子どもも障がい者、老人も預かります。

最初老人のケアをしたいと始めたところに、開けてみたら障がいの児童も、障がいの成人も来る。乳幼児を抱えた人も、保育所じゃなくて、そのデイサービスに有料で来る。そういった横割りで地域のニーズに合わせたものができているんです。

それで私は札幌市の担当の方に、富山県ではこういうことをやっているんだけどどうかと聞いたら「知的障がい者と老人は一緒にはできません」とか「児童と知的障がい者はできません」「身体障がい者と児童はできます」ということをおっしゃいました。

地域のニーズに合わせているんなお金が出るような柔軟な考え方になっていったらいいですね。

杉岡会長 ハウスというのは民家なんですか。

燕委員 そうです。みなさん民営なんですね。

伊藤委員 それでは公設というのは。

燕委員 民営なんですが、かなりの補助金が出るんです。もうちょっと詳しく調べたいと思うのですが、県の補助金なのです。

伊藤委員 結局、単独補助金をどういうふうによく使うかというあたりに尽きるかなと思います。でもそれをちゃんと高齢者でできたら医療費も減りますよね。

燕委員 減ります。そこにはカニューレをしているような人も来ています。札幌で言えば、特養とか老健に入っているような人たちも来ていますが、そこに来るのが楽しみで具合が悪くなって入院しても早く帰ってデイケアハウスに行きたいと言っていましたから。

もちろん看護師さんもいます。地域の中にこれほどの医療的なものも見られるようなデイケアハウスがあれば、地域の中で循環していけるんじゃないかと思います。もちろん、地域の人たちも手伝いに来ます。

そういうことが地域で目に見えています。歳をとって具合が悪くなくても、病気じゃない限り見てくれるんだとか、障がいを持ってもここで暮らしていけるんだということ

が地域で見えている。

柴川委員 富山方式という名前がついているということを知ったときに、私は札幌方式というものもあったらいいなと思いました。全国あちこちからバリアフリー公園ということでむくどり公園を見学にいらっしゃる方が多いのです。それを見ていると、バリアフリー公園の横にコミュニティーハウス、ふれあいの拠点があるというのが札幌方式というか札幌の一つの特徴になったらいいなと非常に大胆なことを考えました。

燕委員 富山方式は横割りで縦の枠をつくらないということです。

伊藤委員 全体的な方向性としてはその方向に行っていると思います。ただ、転換にはエネルギーがいります。どのように見通しをつけて、きちんと転換する時期を見込むことが必要です。その踏ん切りがなかなかつかずにいつまでも転換しないと、医療費も支援費も無駄遣いをして、そんなにお金を使ってもらっている本人もちょっと幸せではないということになります。

今、日本のサービスそのものがそういう時期に来ているということです。後はそこで住む人たちがどうやって知恵を出すかです。考えてみたら、札幌方式と言われるものがあってもいいですね。

黒田委員 第1回目の分科会でお話させていただいたと思うのですが、私の住んでいる地域では5月から6月くらいに今おっしゃっているようなものをつくる予定です。それは富山方式と同じごちゃまぜで、学校帰りの小中学生がそこに来たり、高齢者が来てお昼は食事をつくったりと、そこでわいわいがやがややる。お昼はただというわけにはいけませんから、一回300円くらい払ってもらいます。一人で行動できない人は地域の人が行ってサポートするようにする。

建物は不動産賃貸業をやっている人が木造を安い家賃で提供してくれます。そして、3つくらいの部屋を通して広くします。

何でも行政につくってくれというのではなく、できることは地域みんなでやっていき、それを見て行政も背中を押してやろうかというふうになってくるものです。待ちの姿勢ではなく、積極的に知恵を出し合っていけばいろんなことができるわけです。それで地域自体に温もりが出てきます。そういうことが大事なんです。顔が見えること。何をやるにしてもそれが一番です。

それと柴川さんのところの広報活動の仕方ですが、これから町内会、連町で総会があります。そういうところでPRした方がいいかと思います。

なぜそういうことを言うかという、平成8年に札幌市市民の声を聞く課でまちづくり会議をやって、それに出させてもらって1年間いろいろと議論しあったのです。何か提案しようというときに、自分たちのまちは自分たちで守り育てていく、みんなが支えあっていくための「地域支援クラブ」というものがあたらいいねということになったのです。

行政には市民の声を聞く課がありますが、その市民版ということです。行政のところ

に行くとなると、構えて本音が言えない部分もあります。それが市民同士であればいろんなことが言えるし、無茶なことを言っても「それはちょっと違うんでないの」と言えます。そういうものがあつたらいいねと提言しまして、言いつ放しだったら面白くないから汗をかこうということで、平成9年11月に組織をつくり今も活動しています。

10区に空き店舗か何かを借りて拠点を立てて、そこに地域の人がみんな集まってきたり、地域の情報の窓口になればいい。連絡所の活用ということもありますが、また別な意味でそういうことが必要かなと思います。地域の人が気軽にサロンのように寄れる場所をつくるような活動です。

地域支援クラブが入っているところには、地域で活動しているいろんなボランティア団体の人も集うようになってきているので、夜は10時くらいまで開けています。

我々は地域支援クラブを知ってほしいわけですから、町内会の総会のときに積極的に出て行って、総会の終わるころにちょっと時間をいただいてプレゼンテーションをさせていただきます。

我々には番をする人もいないですから、FAXを置いてそれで依頼を受けて出向くということをしています。

今、札幌市では出前講座をやっていますよね。それと同じように我々市民も得た知識、技術を出前的に積極的に出していくことが必要ではないかと思います。分かってもらってなんぼだと思いますから。

杉岡会長 実際に支援クラブのスペースはどうなっているのですか。

黒田委員 今、私が住んでいる西区に拠点が1つあります。

杉岡会長 家賃を払って借りているのですか。

黒田委員 はい。それも複数のボランティア団体が入りますから、例えば家賃が5万円であれば5つ入れればそれぞれ1万円用意すればいいですよ。

地域の商店街などの人と一緒に行事をやるということもあります。今年はスノーキャンダルをやるということですが、雪が少ないからできない状況です。

声を出せば結構地域に力を貸してくれる人はいますよ。

燕委員 本当に黒田さんがおっしゃるとおりです。うちの地域でも子育て支援のお金をもらいながらやっている子育て支援の活動があつたり、町内会で青少年活動としてスノーフェスティバルみたいなことをやっているのですが、なかなかそこに障がいのある人が出ていきにくいということはどういうことなんだろう、そこらへんの呼び込みはどうしているんだろうと思います。

だから、縦割りなんです。町内会は町内会でやっているんだけど、そこに障がい者や寝たきりの高齢者が絡んでいけない。そこをどうやったらいいんだろうと思っています。

黒田さんのところは地域のいろんな方が参加できるようになっていますか。

黒田委員 そうですね。

燕委員 そういうことならいいんですけども「障がい者は別にちゃんと制度があるんでしょ」というふうに一般の人は思ってしまうている。

それから、福祉のまちづくり推進委員も、高齢者や障がい者が対象とうたっているけれど、どういう人を見守っているかということ、一人暮らしの高齢者、障がい者です。ということは、一人暮らしできるほど軽い人たちですよ。寝たきりの高齢者や重い障がい者を抱える家族はそこにも入っていけないのです。

だから、地域で本当にそういうネットワークを組んでいるかというのは、岩田さんや柴川さんも言っているのですが、その中で共生ができていくかどうかということになると思います。最低限それは外してほしくないと思います。

黒田委員 お子さん方が会館などで遊ぶことはないのですか。

燕委員 障がいのある子どもたちは地域で集う、遊ぶというよりも、柴川さんがおっしゃったように地域から離れた施設、学校に通い、高等部も札幌市外に行きます。帰ってきたとしても、もう知的障がいの大変な人が住めないような地域になっているんですよ。

黒田委員 日曜日はどうなのですか。

燕委員 日曜日もそこに支援があれば出ていけますけれど、そういう人たちはただ「参加してください」ではなかなか参加できないです。

黒田委員 1回目でもお話ししましたが、そういう重度のお子さんをお持ちのお父さん方、お母さん方を交え、会館を借りて、いろんな楽器を使うということをやっていますが、そういうときに町内会の会長さんをお願いして、町内会にこういうことをやりますので来てくださいとチラシを撒くのです。始めは来なかったですけど、そのうち3人、5人、10人と来て一緒に関わるようになってくれまして、その後も自分たちの地域でできることはやろうというふうに動いています。

燕委員 そういう方たちもいらっしゃいますが、基本は障がい者にだけ小さいときからまとまったものをつくるのではないということです。障がいのある人も一般のものが使えるようにしてほしい。大人になってから障がい者がまとまるのは仕方がないかなと思います。入所施設ではなく地域で暮らすために障がいのある人がまとまるのはしょうがないかなと妥協はしますけれど、それまでは一般のものを障がいのある人も使えるというのが、やはりキーポイントになると思うのです。一般の人たちが「障がい者専用のもの、施策があるんでしょ」と思ってしまうところをどうしたらいいのかなと思っています。

伊藤委員 確かに障がい者の方たちがチラシを撒かれるというのは本当にすばらしいことだと思いますけれど、そうなる前に健康な人が歩み寄ってもいいのではないかと率直に思います。「来て話してください」と言うよりも「行って話させてください」と言う方がいい。そうしたら、障がいを持った人たちも「ああ、町内会というものがあつたんだ」と思えます。

黒田委員 地域の夏祭りなんかのときには、知的障がい的小朋友さんたちも来て一つ売店を持って交流をしています。

やっぱり、今健康であっても中途障がいになる人もいますよね。ですから、今健康だということを非常にありがたく思う反面、そういうふうになる可能性もあると思わなくてはいけないですね。人ごとではない。私も11年前交通事故にあつて身障4級です。やっぱりそういうふうになってみて初めて人の痛みが分かったかなという状態ですから。そんなことで、地域は人ごとではないということをおみんなが分からなければいけない。身体障がい者をこうしてほしいというばかりではなく、機会があればいろんなお話をすることで理解度も高まります。

(4) 議論のまとめと全体会議への報告内容の確認

杉岡会長 それではそろそろ予定時間になってきました。

今日の議論の中心は、共生・地域づくりの基本は、バリアフリーを基礎にした多様性のある生活スタイルの実践者を包括できるような仕組みをつくらなければならないということだと思います。今はやりの言葉で言えば、多機能の拠点を地域の中にどのように確保していったらいいのかということです。それは公設民営かもしれないし、民設民営かもしれない。内容的なことは後で考えればいいのかと思うのですが、まず、場所を確保するという基本を押さえる。そこには専門家としてコーディネーターの役割を果たす人がいる。そして、そういう人たちをうまく支援するような仕組み、当然そこには人件費も入ってくるわけですが、継続した活動ができる仕組みをどうしたらいいのかということです。そして、そういう活動をいかにいろんな人に知ってもらい、参加してもらえよう働きかけをしたらいいのか。先ほど、黒田さんもいろいろな働きかけの必要性、工夫を、具体的な成果と合わせて指摘されました。

それらと、今までの共生・地域づくり分科会の議論と合わせてまとめたものを全体会議に出します。全体会議に出す資料については、事前にみなさんとやり取りしたいと思っています。

これからの課題は、冒頭に伊藤先生が指摘されたように、具体的な優先順位を含めた指標を前提にして、目標を考えて取り組むような議論をこれから進めていこうということです。

時間ですが、もう少し意見を述べておきたいという方がおられれば、発言していただければと思います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

3 閉 会

杉岡会長 それでは予定の時間を少し過ぎましたが、今日はこの辺で閉じさせていただきます。どうもみなさんありがとうございました。